

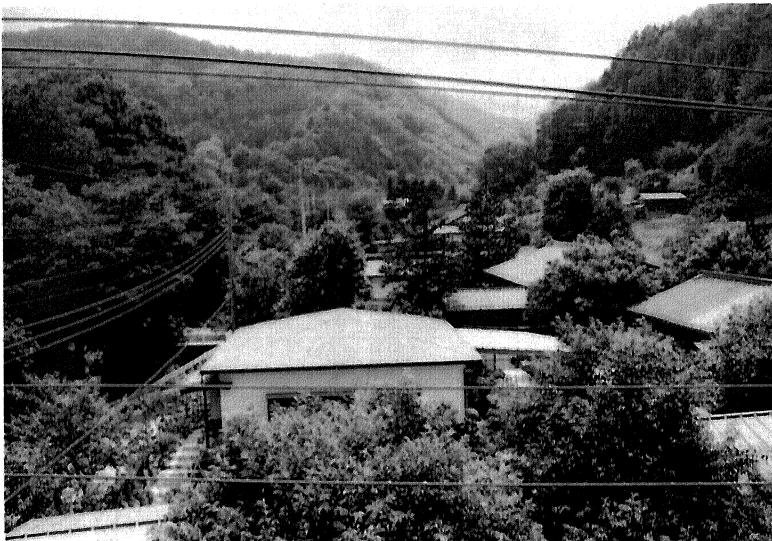
平 栗 村

〔都 留 市〕

平栗村は、都留市の中心（谷村）から北西へ約二・一キロメートルの所にあり、集落は地内を東流する加畠川沿いに集中している。その集落の南と北は、六〇〇メートル前後の山がせまっているが、厚原（薄原村）方面には山がなく、東方の視界は開けている。昭和五十五年国勢調査の世帯数・人口は三七世帯・六七人（男七五・女九一）である。

『甲斐国志』によると、文化三年（一八〇六）当時の村高六一石九斗、戸数六二戸、人口二七四人（男一四〇・女一三四）、馬一八疋の村で、村高の割には戸数の多い村であつたことがうかがわれる。当時の戸数・人口は、現在よりもはるかに多かったことが知れる。この村の生業は、この地域の村々と同様に、田畠での農業の他、養蚕や絹織物業を生業としていた。そしてまた『甲斐国誌』には、東は大久保沢を限り薄原村と接し、北は大幡川の原および山頂を境に中津森村と界し、西は加畠村と接し、南は峰を境に夏狩村と界す、とあるが、夏狩村は十日市場村の誤りであろう。そして、村落は両山の間に連なっているとある。

平栗村の村絵図としては、『甲斐国志』の編さん史料として提出された文化三年（一八〇六）の村絵図と、天保十年（一八三九）の詳細で、しかもあざやかに描かれた村絵図（附図）がある。この二つの村絵図を比べると、絵図の描き方に大きな違いが認められる。それは、二つの村絵図が描かれた目的が異なることにもよるが、また同時に、それを誰が描いたかにもよる。文化三年（一八〇六）の村絵図は、村の概略がわかれればよい程度に描かれた絵図で、平栗村の村役人が描いたものと思われる。それに対して、天保十年（一八三九）の村絵図（附図）には、「対竹園」という絵図師の名前が記されており、専門家が描いたものであることがわかる。したがつて、この二つの村絵図には大きな違いが認められる。それは、天保十年の村絵図が一筆ごとの田畠や屋敷、それに大豆場や百姓持山などの名請人・所持者を確認する目的で作成したものであることをもよるが、この村絵図には、民家の建ち並ぶ様子や寺社、郷蔵、高札場なども描かれ、江戸時代の村の様子を手に取るように知ることができる。



平栗の集落

ところで、文化三年の村絵図と天保十年のそれを比べると、今は「専念寺」の位置が違つていてることに気付く。文化三年の村絵図では、専念寺は「天神」の北東に描かれているが、天保十年の村絵図では加畠村境に描かれている。これは、専念寺が「天神」の近くから加畠村境に移つたことを示しているが、専念寺が何時移つたかはわからない。だが、文化三年から天保十年迄の三十三年に移つたものであることは確かである。この専念寺が移転したことについては地元にも伝承がある。その専念寺は、すでに無住となっていたが、昭和二、三年頃迄は荒れ果てた建物があつたという。天明四年（一七八四）の「村明細帳」によると、専念寺は浄土真宗新倉村（現富士吉田市）正福寺の末寺で、畠一畝歩の年貢地があつた。また、今は「觀音寺」についても、曹洞宗金井村用津院の末寺で、山号を「通力山」と号し、畠二反一八歩があつた。この觀音寺も、無住となつて以降、建物は大



浅間神社

このように、この村絵図からは、平栗村のすべての村落景観や土地に刻まれた歴史をあざやかに知ることでき、大変興味深い貴重な絵図である。

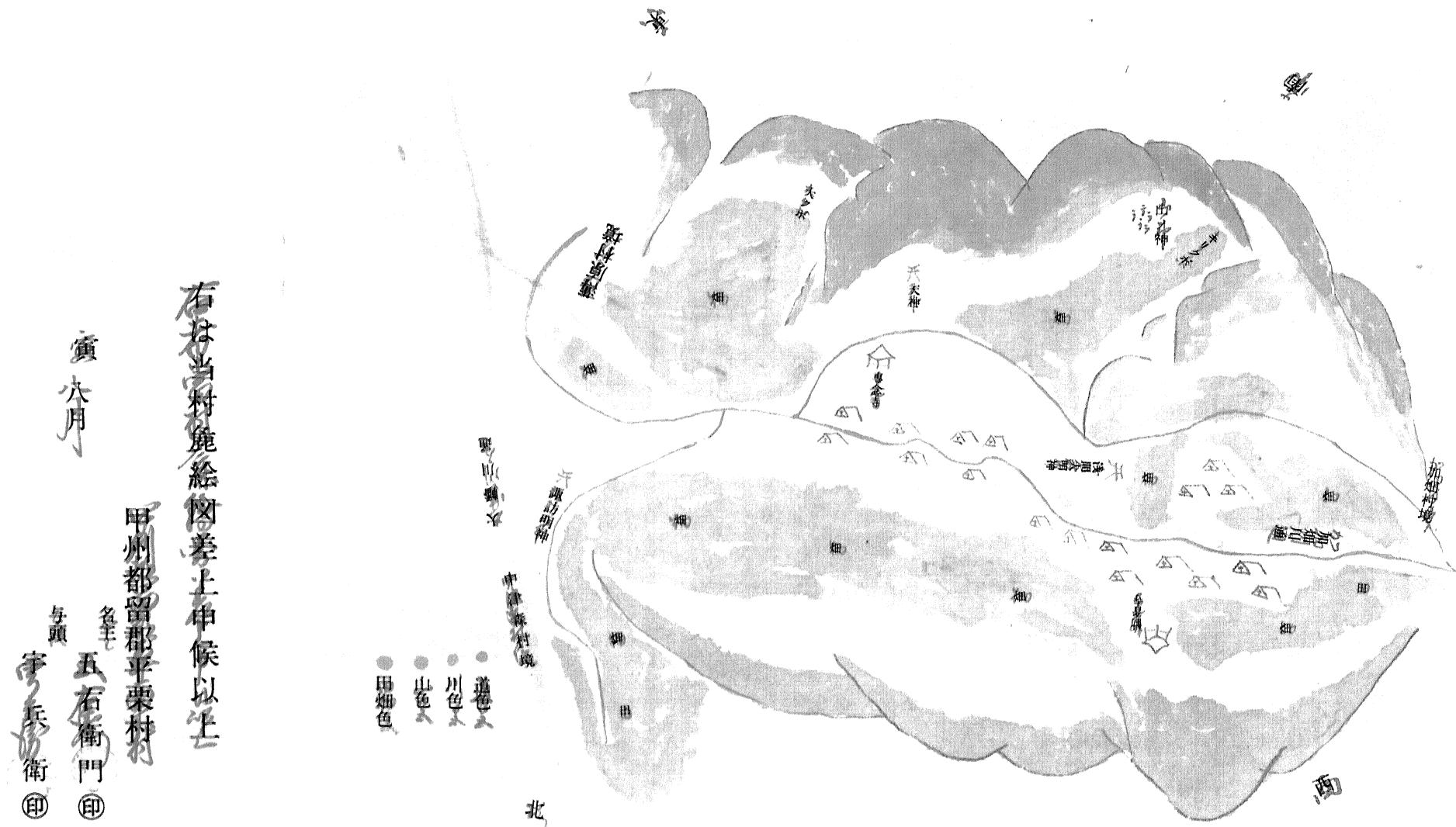
筆の田にいくつかの地番と何人かの名前が記されている所がある。これは、寛文検地後、それらの土地が一人の人の手に渡ったため、この村絵図作成段階では一筆になっていたことを示している。

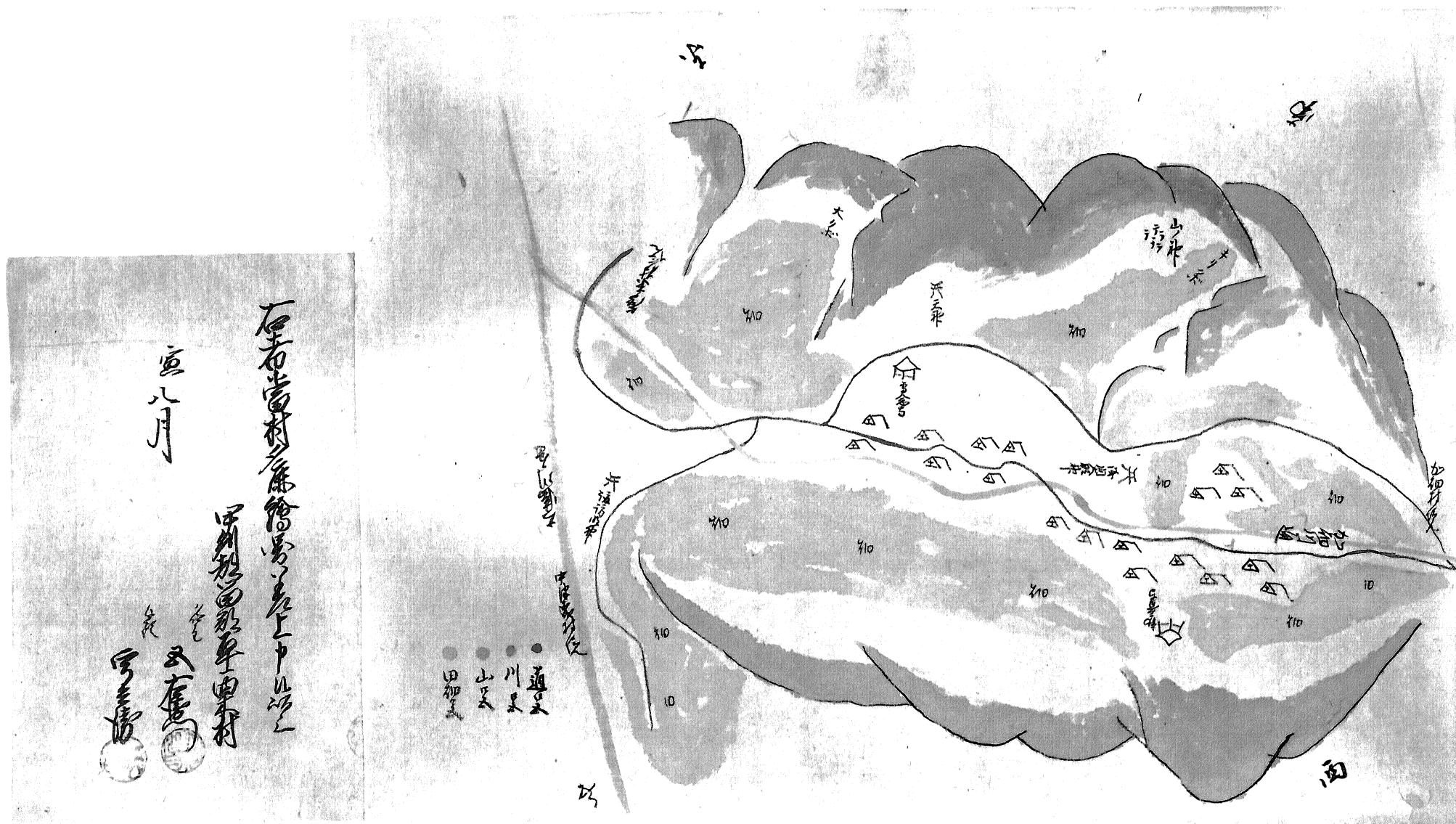
例えれば、大豆場は畠地に続く山の斜面の一部が「大豆場」として登録され、同時に、村絵図に見える山林はすべて「百姓持山」となっていたことも知れる。なお、この村の入会山は加畠村と大幡村にあった。屋敷地は、薄茶色で描かれているが、この色の所は寛文検地の時に屋敷地として登録された所であり、その色の所に家が描かれている場合と、家が描かれていらない場合は、寛文検地の段階では家があったが、その後、なんらかの理由で家がなくなってしまったことを示している。また、黄色の所は畠であることを示しているが、そこに家が描かれている場合がある。これは、寛文検地の段階には家はなかったが、その後、分家などによって畠に家が建てられたことを表わしている。また、大幡川沿いには、寛文検地以降の土地に刻まれた歴史を知ることができる。

天保十年の村絵図は、先にも触れたように、その作成目的が村内の耕地や屋敷、山林などの所持者の確認にあつたため、村内の田畠・屋敷・大豆場（焼畠）・山林・荒地・他村地・無高地などが色分けされて描かれている。そして、田畠・屋敷には、地番と寛文九年（一六六九）検地時の名請人（検地帳登録人）、それに絵図作成時の土地所持者名が記されている。そしてまた、この村絵図作成後、土地所持者の移動があつた地所は、張り紙にてその所持者を示している。したがつて、この村絵図からは、寛文検地時の村切り（村域を決めること）の様子、田畠の様子、大豆場の位置など、耕地や山林の利用状態を知ることができ、また、寛文検地以降の土地に刻まれた歴史を知ることができる。

さて、天保十年の村絵図を見ると、村の中央に「浅間社」、その境内社として「天王」が描かれている。また、薄原村境には「諏訪社」、加畠村境には「熊野権現」が描かれ、集落の北西側には「摩王社」・「稻荷」、集落の東南には「天神社」・「山神」が描かれている。これらの神社や小祠は現在も祠られている。そして、浅間社の神領（耕地）が「浅間神領」と記され、色わけされて描かれている。その神領の面積を村絵図上で知ることはできないが、天明四年の「村明細帳」には「除地六反八畝一九歩」と「社地林六畝歩」を記している。

正十三年頃迄あつたといふ。





12 文化3年(1806)8月 平栗村絵図 都留市蔵(森嶋家文書) 275×805

三 天明四年(天明四)六月 平栗村差出帳

(表紙) 天明四年

甲斐国都留郡平栗村差出帳

辰六月

寛文九酉年
秋元但馬守様御検地御水帳

武冊

宝曆十二年
江川太郎左衛門様御高入御水帳

壱冊

一高六拾壠石九斗

此反別拾武町七反武歩

内

田方壠町三反三畝武拾七歩

烟方拾壠町三反六畝五歩

一下田武反九畝十歩

分米武石九斗三升三合

一下々田四反五畝十七歩

分米三石六斗四升五合

一見付田六反五畝廿五歩

分米三石九斗五升

一上烟式反五畝四歩

分米武石五斗壠升三合

一中烟壠町三反四畝六歩

分米拾石七斗三升六合

一下烟武町六反八畝八歩

分米拾六石九斗六合

一下々烟三町武反九畝武拾三歩

分米拾三石壠斗九升壠合

一見付烟三町三反拾七歩

分米五石武斗八升九合

一屋敷三反壠畝歩 分米三石壠斗

一桑拾七束半

分米三斗五升

一見取烟九畝武拾壠歩

分米九升七合

一山烟武町武反四畝武拾八歩

此取 大豆壠石五斗壠升三合
稗七斗四升九合

一柴山五町三反武畝武拾七歩
此取米九斗四升四合

一米三升七合

一永考貢式百四文五分

一畠武反拾八歩

御伝馬宿入用

曹洞宗金井村用津院末
通力山觀音寺

天明四年
辰六月

淨土真宗新倉村正福寺末
専念寺

壱間四面 壱ヶ所
神主薄原村
あき六尺因幡

一烟壠畝歩
一地蔵堂
一浅間宮
御除地六反八畝十九歩
社地林六畝歩

是ハ慶長六年鳥井久五郎様御書付神主取持仕候
寛文九酉年秋元但馬守様御検地御水帳壱冊所持仕候

一小祠

一家数五拾三軒

一人數式百七拾式人

一当村川除
大幡川通字大むれ長三百間程
加知川通拾ヶ所御普請所

是ハ御普請御座候節ハ、材木ハ大幡山ニて被下置

候、并ニ御扶持米被下置候

一米壠石壠斗武升

(名主給米)脱力)

是ハ前々御地頭様より被下置候、御料所ニ罷成高割
ニ仕候、組頭ハ持高相除申候

一百姓持林

是ハ大豆御年貢所ニ立置申候

一薪・茅・萩成ル諸品、大幡山ニて取來申候

一秣

加畑入会山ニて取來申候

一御年貢米穀金納、年々御直段ニテ上納仕候

一入作高拾石三斗

中津森村
薄原村
壠筋

一田水

一御高札
外三笠博奕御法度札武枚

一四季打鉄砲

壠挺

一糧種

田壠反ニ付壠斗蒔申候

一畠作

粟・稗・大豆・麦・大根作申候

一百姓稼

男ハ耕作仕候、間は秣・薪取申候
女ハ蚕を飼并絹紬織申候

一当村境

南八十日市場村境

一当村より道法

甲府へ十壠里半

右ハ当村前々在来り諸物明細相改書上申候処、少も相違
無御座候、以上

与頭 勘右衛門
勘右衛門
代印

(富士吉田市 加々美四郎家文書)

○「甲斐國志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。

久保平三郎様

御役所

(加畑 森嶋芳彦家文書)

三 文化三年(一六〇六)八月 平栗村村内明細書上帳

〔表紙〕 文化三年

村内明細書上帳

寅八月 平栗村

寛文九年秋元但馬守様御検地御水帳式冊

宝暦十二午年江川太郎左衛門様御高入御検地帳壱冊
村高六拾壹石九斗

此反別拾武町六反九畝拾壹步

甲州道中阿弥陀海宿へ助郷
黒野田甲州都留郡
平栗村

御高札 三枚

当貢年 家数六拾武軒 外寺武ヶ寺

人數式百七拾四人内

馬拾八疋
男女百三拾八人

僧式人

一大幡川通・加畑川通、川除御普請所有之

一男女稼之儀、女ハ蚕を飼機稼仕候

一産物 紬紬織出申候

一畑反別六反八畝拾九步 浅間領

神主上山城 川上山城

見捨地 社地 橫堅拾五間

天神 同 人

右同断 社地 橫堅三間

右同断 社地 橫武間

右同断 社地 橫堅拾武間

右同断 反別 社地 橫拾武間

右同断 反別 社地 橫八間

右同断 反別 社地 橫四間

甲府

御役所

(文化三年)
寅八月

甲州都留郡

平栗村

名主 五右衛門

与頭 宇兵衛